四	三	$\vec{=}$	_
地域再生法(平成十七年法律第二十四号)	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)	農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)	農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)

$\widehat{}$
傍
線
部
分
IJ
は
改
正
部
分
IJ
\sim

進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規 促進特別:前二号に掲げる市町村以外の市町村であって、過疎地域自立 三 前二号	振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの た振興山三四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定され 和四十年前号に掲げる市町村以外の市町村であって、山村振興法(昭 二 前号に1	(略) 一 (略)	件に該当するものを除く。)をいう。 る要件に該が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定め 人口が政令(大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその 区域(大都この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の「第二条 この:義)	図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律とは、農村地域	改 正 案
措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規に掲げる市町村以外の市町村であつて、過疎地域自立	村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定され掲げる市町村以外の市町村であつて、山村振興法(昭		当するものを除く。)をいう。で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定め市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の	、雇用構造の高度化に資することを目的とする。ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図れらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するためる工業等に就業することを促進するための措置を講じるとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてそ法律は、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画	域工業等導入促進法	現

ができる。	3~5 (略)	五 その他農村地域への産業の導入に関する重要事項	四 (略)	善に関する目標 三 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改	。以下同じ。)の就業の目標 二 農村地域に導入される産業への農業従事者(その家族を含む	一農村地域への産業の導入の目標	本計画の指針となるべきものを定めるものとする。 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基	以下「基本方針」という。)を定めなければならない。第三条 主務大臣は、農村地域への産業の導入に関する基本方針(【基本方針)	(削る)	定する過疎地域をその区域とするもの
とができる。 以下「基本計画」という。)を定めるこ 第四条 都道府県は、当該都道府県における農村地域への工業等の(農村地域工業等導入基本計画)	3~5 (略)	五 その他農村地域への工業等の導入に関する重要事項	四 (略)	改善に関する目標 三 農村地域への工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の	む。以下同じ。)の就業の目標二 農村地域に導入される工業等への農業従事者(その家族を含	一 農村地域への工業等の導入の目標	本計画の指針となるべきものを定めるものとする。2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基	(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。第三条 主務大臣は、農村地域への工業等の導入に関する基本方針(農村地域工業等導入基本方針)		定する過疎地域をその区域とするもの

基本計画においては、前項各号に掲げる	3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ
六 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防	(削る)
に関する事項 するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その五 農村地域への工業等の導入と相まつて農業構造の改	(削る)
化に関する事項四一労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等	(削る)
ものをいう。以下同じ。)その他の施設の整備に関する事項又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるため三 工場用地等、共同流通業務施設(トラックターミナル、倉	(削る)
をいう。以下同じ。)との利用の調整に関する方針(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等他の工業等の用に供する土地をいう。以下同じ。)と農用地等二 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等(工場用地その三	いう。以下同じ。)との利用の調整に関する方針農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等を他の施設の用に供する土地をいう。以下同じ。)と農用地等(四 農村地域への産業の導入に伴う施設用地(工場、事業場その
(新設)	善に関する目標 三 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改
(新設)	二 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標
目標 - 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等	一 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標
に掲げる事項の大綱を定めるものとする。 諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次2 基本計画においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的	2 基本計画においては、次に掲げる事項の大綱を定めるものとす

る事項の大綱を定めるよう努めるものとする。	る事項の大綱を定めるよう努めるものとする。
事項 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する	一 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標
産業への就業の円滑化に関する事項二 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される	改善に関する目標 二 農村地域への工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の
関する事項るために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に三、農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進す	三その他必要な事項
四その他必要な事項	
4~6 (略)	4~6 (略)
めることができる。 産業の導入に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を定第五条 市町村は、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への(実施計画)	ては、この限りでない。 できる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区についに関する実施計画(以下「実施計画」という。)を定めることがは、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業等の導入第五条 都道府県又は市町村は、次に掲げる要件に該当する場合に、農村地域工業等導入実施計画)
(削る)	まれること。における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込一をの地区に工業等を導入することによりその周辺の農村地域
(削る)	と。おける農業構造の改善を図ることが必要であると認められるこおける農業構造の改善を図ることが必要であると認められるこ二。その地区への工業等の導入と相まつてその周辺の農村地域に

			-	_	
		$\widehat{}$	$\widehat{}$		$\widehat{}$
出口	吊口	吊口		出口	片 目
Hil	ЫÜ	13.1	11,1	H1	11.1
ス	ス	ス	Z	ス	ス
<i>⊲</i>	\sim	ري ا	<i>√</i>	\Im	(a)
\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	

兀 その他の立地条件からみて、地区が、地形、地質その他の 就業人口その他 まれること。 周辺の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、 区に立地することが適当な工業等を導入することにより することにより で定める基準に適合するものであること。 工業等の導入が促進されると認められるものであつて、 区が、地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件都道府県が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る 市町村が定める実施計画にあつては、 当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込 の農業経営に関する基本的条件の現況等からみ 当該地区を拠点としてその周 その地区への工業等の導入を促進 当該実施計画に 辺の農村地域へ に係る地 農業 その 政令

2 には 定められている地区については、 が相当と認められる場合として政令で定める要件に該当する場合 超える広域の見地から農村地域 実施計画を定めることができる。 都道府県は、 次に掲げる要件に該当する農村地域内の一定の地区を定め 前項に規定する場合のほか への工業等の導入を促進すること この限りでない。 ただし、 既に他 0 市 町 の実施計画が 村の 区 域

数就業することが見込まれること。超える広域の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当一その地区に工業等を導入することにより一の市町村の区域を

であると認められること。
える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要二。その地区への工業等の導入と相まつて一の市町村の区域を超

り、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農用地三 その地区に立地することが適当な工業等を導入することによ

4 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ	3 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ
七 工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項	(削る)
要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項六 工業等の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必	(削る)
化に関する事項 五 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑	(削る)
事項 事項 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する	(削る)
関する事項 三 工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に	る事項 五 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関す
(新設)	標四 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目
(新設)	三 導入される産業への農業従事者の就業の目標
二 導入すべき工業等の業種及びその規模	二 導入すべき産業の業種及びその規模
)の区域 一 工業等を導入すべき地区(以下「工業等導入地区」という。	区域
3 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
保有の合理化が図られると見込まれること。する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関	

(削る)	5 (略)	れると見込まれること。	られると認められること。 二 産業の導入と相まって農村地域における農業構造の改善が図	安定した就業機会の確保に資すること。 一 産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の	ればならない。 4 実施計画は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなけ	四その他必要な事項	な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項三 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要	業の円滑化に関する事項	導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	る事項を定めるよう努めるものとする。
められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなける 市町村が定める実施計画は、当該市町村の議会の議決を経て定	5 (略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		三。その他必要な事項	目標 二 工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する	一 導入される工業等への農業従事者の就業の目標	る事項を定めるよう努めるものとする。

決を経て同法第六条第一項の市町村計画の内容の一部とすることの高いのときは、市町村は、当該実施計画を、当該市町村の議会の議した場合にあっては、当該変更後の実施計画。以下この項において、当該実施計画(実施計画を変更において、当該実施計画(実施計画を変更の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又の区域内の一部とする。	に対し、当該実施計画に関し意見を述べることができる。ばならない。この場合において、関係行政機関の長は、主務大臣た場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなけれる 主務大臣は、前項の規定により実施計画書の写しの送付があっ	なければならない。	6 (略)	(削る)	(削る)	
、同法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町で同じ。)が同法第五条第一項の自立促進方針に適合するものではこれを変更した場合において、当該変更後の実施計画(実施計画を変更はこれを変更した場合において、当該実施計画(実施計画を変更の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又	に対し、当該実施計画に関し意見を述べることができる。ばならない。この場合において、関係行政機関の長は、主務大臣に場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなけれ11 主務大臣は、前項の規定により実施計画書の写しの送付があつ	の写しを送付しなければならない。 更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。) 更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書(実施計画を変都道府県知事を経由して主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては、都ときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるとともに、都ときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるとともに、都ときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるとともに、都とされ、遅滞なり、とはこれを変更したの写しを送付しなければならない。	9 (略)	きは、関係市町村の意見を聴かなければならない。8 都道府県は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとすると	の 規 定 で 現 に で に で 具 に で に に に に に に に に に に に に に	ればならない。

が できる。

10

市

規

定に

により過

疎

域

適 お があった場合においては、 「その旨を報告しなければ」と、 いては、 場 項町 合に の村 0 1 市 が ては、 お 町 前 直ちに、 村項 V て、 0 計 同 画 第五 項 を変更した場 その内容」とあるのは「を変更した旨の報はければ」と、前項中「の提出があった場合 中 項 潍 中 直ちに、 用 これ す ´る」と 合に 地 を 提 おける同名 その旨」と読み替えるも 項中「の提出があった場合 出 あ L る なけ 0) 条第七 は、 特 れば」 別 七項置 準 $\hat{\mathcal{O}}$ とあるの 用 規定の ずる。 \mathcal{O}

L 法 第 六 13 内容の一 なけ れば 道 の内 府 県又は ならな 部とする場 容 0 部 一合に 村 とすることができる。 が あつては 前 項 0 規 定に 当該市 ょ 町 ただ 疎 村 地 0 L 域 議 自 会 市 0) 7 町 促 議 村 決 計 を 画

経の

する」とする。 る 中

の適用については、一指置法第七条第一項の都治 準用する同条第六項中「の提出があった場合においては、大臣に報告する」と、同条第五項及び同法第六条第七項に 第五項中 ては、 その内容」とあるのは とあるの これ 直 を総 ちに、その旨」と、 れを提 は 務大臣 一項町 「その 出 都道 旨を総務大臣 L 「を変更した旨の報告があっ 農林水産大臣及び国土交通 第七条第五項にお おける同 とあるの 府 県 同 計 法第七 条第七項に 画 又は は 農林 「その旨を報告 同法過 条 又 水 V て準用 産大 は お 第 六条第一 同 1 て準用 臣 法 及 び 大臣 する 第六 し」とす た 場 頃に 条 する同 玉 に 同 項 直ちに 条第四 合に 土 提 のの進 交通 出 市特 る 条お 町別 す

本計 画

第六条 7導その他の それぞれ、 国は !の援助を行うように努めなければならない。;、基本計画又は実施計画の作成のために必要な助言、!都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し【及び実施計画の作成のための援助)

> (基本計 画及び実施 助

第六条 指 fi導その他の援助へ条 国は都道院 の援助を行なうように 基本計画又は 原県及び市町の海岸を は実施計画に対していたが ょうに努めなければならな実施計画の作成のために、 がためて 都援 ならには 必市 要町な村 助 に 言対

用 地 等 0 譲 渡 に !係る所 得 税 \mathcal{O} 軽 減

第 上に 第二十六号)の するため譲 七 四十年法律第三十三号)第三十三条 つ 存 7 0) 所得税を軽減する。 定めるところによ b, が措置法(昭和 回で定める施利 そ措の置 第一 譲 一項に規定する譲渡所譲渡に係る所得税法(法(昭和三十二年法律める施設用地の用に供

> (農用地) 等 0) 譲 渡 に係 る 所 得 税 \mathcal{O} 軽 減

七条 法律第二十六号)の定めるところにに供するため譲渡した場合には、祖にの上に存する権利を含む。)を実施 (昭 得 個 和四十年法律第三十三号)第三十三条 に つい 人がその有 て の所得税 ける工 1む。)を実施計画で定める工場る工業等導入地区内の農用地等る所得利(1) を軽減 いする。 より、 その譲る 第一 項に (工 昭 場 渡に係る所得 等 和用三地 規 農 定する 地 でする譲税年別等

条及 び 第 九 削 除

削

る

第 第 (削る) 八条 九 る 条 地 産 要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。(業の用に供する施設で実施計画に適合するものの整備につき国及び地方公共団体は、産業導入地区内において導入され 方 金 地債 \mathcal{O} 置及び地・ 方に ガ公共団体が 等) が配 [慮) 実 施 計 画 「 を 達 成 する ため に 行 う 施 設 用 地 きれ \mathcal{O} 第 第 要な資金の確保その他等の用に供する施設で第十一条 国及び地方公開を よる減 年法律 十二 箇年 十 定資産税を課さなかつた場合又はこれらの 務省令で定める方法によつて算定した当該地 各年度における基準 課税をした場合に くはその事業に係る建物若しくはその (これ 一度分の る地 条 地 るも 公共 該当するものと認められるときは、 対する不動産取得 業 地 一度に 地方税の課題 条 方 額となるべき額 税、 当する額 ょ 該減収額について当該各年 団 第二百 り、 債 地 に 5 収 \mathcal{O} 区 . 内 に の 措 を 新 体 お 額 減 けるも 方 に 収 の事業に 地 ついての の当該各 公共団 を同 置 あ 額 + 設 お 方 法 税 į 免除 が 公共 つては、 1 (昭 事 号) 条の のに て エ 総 お 年度に から 業税又 ほ係る建 又は 他の援助に努めなければならない。で実施計画に適合するものの整備に 和二 体 配 務省令で定める日以後に 財 税若しくはその 寸 又 V 第十 て、 業等 |体が、 が慮 規 は 政収入額 これ 控除 十五 る 実 定による当該地方公共 増 不 これらの 兀 施 おける基準財政収 は 物 設 \vec{O} 均 年法律 らの 若 l 条の規定による当該 固定資産税に関 計 した者に 用に供する設備 工 がは、 に た額とする。 一業等導入 課 画 しくはその 措置 税に - 度の翌年度) を達成 ついて同 措置 事業に係る機械 同 第二百二十 一がされ 敷地である土 条の規定に 地方交付税 伴 0 するため が総務省令で定める場 い 地 う 収入額 措 敷 て、 区 地 元方公共団がたい。 方税に 一のうち 置) た最 お するこれら 地 のうち 寸 で そ 六 に 1 領に算入される額 焼定により当該地 ある土 号) 0) おける基 て 体 初 地 法 行わ 及び 事 0) 0 方 係 地に対する固 総務省令で 行 総 (昭 公共団 当 体の る不 j 年 わらず、 業に対する 務 第 該各年度 装置 V れたとき 度以降三 \mathcal{O} 和二十五 地 省 六 工 0 一令で 場 準 措 当 \mathcal{O} 均 条 7 若取し得 置に 体 用 工 財 該 \mathcal{O}

必業

地

政

 \mathcal{O}

合

 \mathcal{O}

定

のい造 財で成 対は、次その 0 法令の事 E 内に要す へする 適切な配慮をするものとする経費に充てるために起こ 「該地方 公共债 団に 体 0

状況が許 す範限囲 b, Ź。

削

条 施 設 \mathcal{O}

第 + 0) 導 みを促進さ 玉 及び 地 地方公共団体 に努めなける、施設用は は、 実 れ地ば、 施 計 なら 道路 画 路、 で 定 工 8 業用 る 農 水 村 道 地 及 域 び 通の 信 産

0) 整 0) 促 進 に ば な

紹 介 0 充 実等

第 力を得 + 業従 を講ずるように 事 者 玉 1 が 円 、 雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介1が円滑に就業することを促進するため、1は、実施計画で定めるところに従い導入 と努め なけ ればならな **業紹介の充実等必要** にめ、関係団体の協い導入される産業に

2 努の給業 付調な業金練 . る 産 なけ 業転 及 業に農 雇 び 作 れば給 地 催用対策法に業環境に対 方 業従 付 な 公 はらない。 共団 事 者が円 適応させる訓 (昭 .う。)の支給等必要な措置を講ずるように(昭和四十一年法律第百三十二号)第十八条応させる訓練を含む。)の実施、職業転換1が円滑に就業することを促進するため、職1は、実施計画で定めるところに従い導入さ 2

+

条地 法 等に ょ る 処 V ての 配

第 九 で \otimes その る用 玉 |途に供するため農地法||の行政機関の長又は都 他 0 法 律 0 規 定による (昭府 可 そ \mathcal{O} 他 七は、年 0) 処 分を 法土 律 地 ほ第二百二十四を実施計画 求 8 6 ń た

> 団に等 団体の財政状況が許さについては、法令の答求の造成その他の事業 す限 範業囲に り、 内に 要 くする 適切い 経費に て、 な配慮をするものとする。 資金事情及び当芸に充てるために起こ 「該地方 公方 共 債

第 +削

第 + 業等 四施 条設 は、 実 施 計 等 画 で 定 8 流 る 業 村 務 施 域 \sim 0

、工業用水道及び通信運輸な等の導入を促進するため、工条 国及び地方公共団体は、設の整備) 輸施 施工設場 の鬼地 備 0 促 共 同 進 に 努 通 め な け れ設

ば

な路、二工業等

紹介の充 実

第 協力を得て、に農業従事者 + 五. 侍て、雇用情報の提供 体事者が円滑に就業な 国は、実施計画で完 提供、職業指導及び職業紹介業することを促進するため、 で定めるところに 従 1 導 入さ 介 0) 関 れ 係団 充 る 実 工 等 体 必の

要な措置を講ずるように努め なければなら ない

2 に努めなければな条の職業転換給は 換給付金 職業訓練(作業環境)れる工業等に農業従 国及び ・ (雇用対策法) 地 方 公共団 な付対 5 金 仏事者に、 かない。 1(昭和四十一年法律第百三十二号)第十八適応させる訓練を含む。)の実施、職業転 . が 円 実 .滑に就業することを促進 ん施計画で定めるところ 0) 支給 等 必要な措 置 を講 に するため、 従 ずるよう 1 導 入さ

十六 略

配

第 + 九 で ·定める用途に供するため農地法-七条 国の行政機関の長又は都(農地法等による処分についての) その他 0) 法 律 0 規 定に ょ る 道府! 許 可 その 他 七は、 \mathcal{O} 処 年 分を 法 土 律 地 | ・第二百 求 計 十画 た

大臣及び厚生労働大臣とする。 第十五条 この法律において主務大臣は、農林水産大臣、経済産業 第(主務大臣)	3 (略) 3	くことができる。	議会を置くことができる。 関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、審第十四条 基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に 営(都道府県又は市町村の審議会)	れるよう配慮するものとする。 ときは、当該実施計画で定める農村地域への産業の導入が促進さ
大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。 宋十九条 この法律において主務大臣は、農林水産大臣、経済産業(主務大臣)	5 (略)	置くことができる。 る重要事項を調査審議させるため、市町村は、条例で、審議会を4 実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関す	は、条例で、審議会を置くことができる。の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県第十八条 基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等(都道府県又は市町村の審議会)	されるよう配慮するものとする。ときは、当該実施計画で定める農村地域への工業等の導入が促進

○ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)(附則第四条第一号関係)

二~四 (略) 二~四 (略)	(農林水産大臣に対する協議) (農林水産大臣に対する協議) (農林水産大臣に対する協議) (農林水産大臣に協議しなければならない。 (農林水産大臣に協議しなければならない。 (農林水産大臣に協議しなければならない。 (農林水産大臣に協議しなければならない。 (農林水産大臣に対する協議)	改 正 案
二~四 (略)	2 (農林水産大臣に対する協議) (農林水産大臣に対する協議) (農林水産大臣に対する協議) (農林水産大臣に協議しなければならない。 の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの(第三号において「地域整備法」とる法律で政令で定めるもの(第三号において「地域整備法」とる法律で政令で定めるもの(第三号において「地域整備に関する法律で政令で定める要件に該当するものを除く。次号においてが、農林水産大臣に対する協議)	現 行

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) (附則第四条第二号関係)

	案	
(他の		
他の法律の適用除外)	現	
	行	(傍線部分は改正部分)

2 (略)	十二号)の規定は、沖縄については、適用しない。域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十五号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及び農村地十五号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及び農村地十五号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号」、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第百十二号第百十五条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る(他の法律の適用除外)	改正案
2 (略)	沖縄については、適用しない。 域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の規定は、 地、 地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号 国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百十六号 国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百十二号 にの法律の適用除外)	現

1+
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

第十節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条四一第十七条の二十五)	九節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等(第十七条の八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例(第七条の十二)	第七節 地域再生土地利用計画の作成等(第十七条の七―第十第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等(第第五節 地方債の特例(第十七条) 第四節 特定地域再生事業に係る課税の特例(第十六条)条)	第三節 地域再生支援利子補給金等の支給(第十四条・第十五 第二章 総則(第一条―第三条の三) 第二章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条) 第二章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条) 第二章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条) 第二章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条) 目次	改 正 案
第十一節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七十六) 第十節 遊休工場用地等に導入する産業の特例(第十七条の二四一第十七条の二十五)	九節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等(第十七条の八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例(第七条の十二)	第 第 第 第 七 六 五 四 節 節 節	第三節 地域再生支援利子補給金等の支給(第十四条・第十五第二章 総則(第一条―第三条の三)第二章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条)第三章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条)第二章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条)第二章 地域再生計画の認定等(第五条―第十一条)第二章 地域再生基本方針(第四条―第四条の三)	現行

第五条地域	第	3 \ 7	五	四 に 関第		2 地域	第四条域	第	附 第 第 第 則 九 八 七 六 第 第 章 章 章 十 十
(略) (略) (略) (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語	第三章 地域再生計画の認定等	(略)	(略)	関する基本的な事項第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十五項の認定	(略)	城再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	(略) 場所を関する (略) は再生基本方針の策定)	第二章 地域再生基本方針	一節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例(第一1 開助(第三十八条―第三十七条) 地域再生推進法人(第十九条―第三十三条) 地域再生推進法人(第十九条―第三十三条) 地域再生本部(第二十四条―第三十三条) 地域再生本部(第二十四条―第三十三条) 地域再生本部(第二十四条―第三十七条の三十一)
第五条(略)(地域再生計画の認定)	第三章 地域再生計画の認定等	3~7 (略)	五 (略)	に関する基本的な事項四の第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十六項の認定	一~三 (略)	2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	第四条(略)(地域再生基本方針の策定)	第二章 地域再生基本方針	第十二節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例(第第十二節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第十八第十章 地域再生推進法人(第十九条―第二十三条)第九章

九 (略)	(削る)	五~八 (略)	イ〜ハ (略)	において「特定地域再生事業」という。)に関する事項する事業を除く。)であって次に掲げるもの(次項及び第九項定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十三号に規定四 地域における特定政策課題の解決に資する事業(第一号に規	一~三 (略)	とができる。 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載するこ	2 · 3 (略)
十 (略)	九 遊休工場用地等(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年	五~八 (略)	イ〜ハ(略)	において「特定地域再生事業」という。)に関する事項する事業を除く。)であって次に掲げるもの(次項及び第十項定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十四号に規定四 地域における特定政策課題の解決に資する事業(第一号に規		とができる。4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載するこ	2 · 3 (略)

+改革 の限 以革特別区域で ポ二項に規定、 構造改革特別 る。 強 構 9。) であって、時間の事情では、 又 は 生活 する区 計 環境の整備に資するも 画 、、地域における就業の機会の創出、経済基盤で域計画」という。)が作成されているものに図(第十項及び第十七条の二十九において単に図(第十項及び第十七条の二十九において単にの特定事業(同法第四条第一項に規定する構造で域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条 特定 (第十 域 のに関う する 事 項

のに 中心 限 \mathcal{O} 同 R九条第二項(F心市街地の) る。 強 市 条第一項に規定する基 化 街)であって、 又は 地 活性化基本計 生 第二号 活環境の 活 性 - ハ系粛こ資するものに関する事項、地域における就業の機会の創出、経済本計画」という。)が作成されているもする基本計画(第十七条の三十によし、から策テチュ 化に関 - ういこ 号から第六号までに規 イに関する法律(平4 成 + 米の三十においてとする事業及び措 年 法 1律第九 十二

る基 .画」という。)が作成されているものに限る。)であって、基本計画(第十七条の三十一において「産業集積形成等基本七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定す に 号化に 関 企 以する事 業立 おける就業の 関 する法律 地 項 \mathcal{O} 促 進 機 等に 伞 会の 成 よる 光十九. 創 出 地 年法に 「又は経・ 律 お 済基 第け 兀 る 盤 +産 · 号) 0) 強 集 第 五 化に資するも 積 種形成等基本一項に規定す

済基盤の強化又は生活環境のものに限る。)であって、地ものに限る。)であって、地で「中心市街地活性化基本社置(同条第一項に規定する財 に限る。)であって、地に、「構造改革特別区域計画(第条第二項に規定する特定を開いる場合を表現のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、 の強化 第九条符 又は 第二項の 生活 に規定する基本計画(第十七項第二号から第六号までに規の活性化に関する法律(平成 性化基本計 環境の整備に資するもの 特定 第 が Min に が が が が が が が が が が が が が 作 成 さ れ て い る も の 《 第 十 一 項 及 び 第 十 七 条 の 三 十 に お い て 単 何 定 事 業 (同 法 第 四 条 第 一 項 に 規 定 す る 構 特 定 事 業 (同 法 第 四 条 第 一 項 に 規 定 す る 構 伞 成 + 兀 第年四法 条 律 に 成 第 関 + 百 する 項八 年 法 に十 律 事 九 項 第 第二 +

のに関する事項地域における就業の機地域における就業の機地域における就業の機 活性化 企 に関する法律に業立地の促進な 機会の創出又は経済基盤の強化に資生が作成されているものに限る。)であって、「の三十二において「産業集積形成等基本「同条第一項に規定する」、「原及び」を対象を表現の強化に資産を表現している。 作条の - (平成) (平成) 機 業 1環境の 整備 に 資するも \mathcal{O} に関 する 事 項

十四四 略

5 略

6 た地域再生計 道府県知事 市 町 村 は 0 画を作成しようとするときは 第 同意を得なければならな 匹 項 第 九 号に 規 定 する事業に 当 関 該 す る事 事 項につ 項 を 記 V て 載

- 18 -

5

略

略

削

る

6

5

9

略

7

5

10

略

10 当地の四にる域 条第 とき 提 お 意見及と案を踏 1 生 方 て 五. は 計公 準 項 画 共 まえ び 画 用 構 に団 同 元する場 当該 に 造 つ体 T該 提 い 構 法 改 いは 革 第 7 佐案の概要)を添付いての当該認定の申構造改革特別区域計第六条第二項におい 場合を含む 特第 第 別 兀 区項 項 .域 む の第 法 規 +) に 第 定 号 兀 に に よる 付申計い 規 条 て準 第 しなければならない。

請をする場合にあっては、
画に係る事業が記載された
て準用する場合を含む。) L 請画 定 定 オースでは、記定 す る 意見 (司 \mathcal{O} 申 光の概要 が をし 条第二 よう 同 さ 法項すると地

11 い他に再 第 て \mathcal{O} お 対する当該1-三項におい 支援 確項対認にす 規 を閣方 11 定 て 図 総公 おい を求 する る 措 理 共 ため 置地 大 団 て 臣体 \Diamond 法 \mathcal{O} 域 、 て 同 支援 ることが 律 「支援措 内 再 に には |容 行う事 生事 及 対 ľ 措置 び !置及び当該規定の。) の規定の解釈 法 び 業 は律に基が しに当該 条等」と 置 できる。 そ 業 項 及 の内容は \mathcal{O} \mathcal{O} がこれ 認定を 見 認規 づく命令 地 11 等」と総 う。)に 域 に関 受け 再 ょ の釈 生 る 適並 事 連 て 告 認 称 用 び 業 係 す 実 定 不等に関 る補 のに る 施の す رِّ چ 有 当 事 し 申 無該 ようとする 助業 請 む。 する 地 金 に 地次域 金(の以 に 当 域再 集 及び 第 とする地域 で現 付 その 項 で 変 り で の 項 で 変 り で の 項 で で の 項 域 つい て、

11 たし 当該意見及びの提案を踏ま 地方公は地方公は 生内地 を 閣方 |総理大||公共団体 いて て Ŧī. は 計 共 準 、 用 構 項 画団 び当該! 画についる場合に 同 に 体 する場 造 つは 法第 改い 対 提案の単 提 L 第 て 革 第 六条第 事 合 特第 兀 その を含含 業及 項 一項 0 項 第 ヨ該認定のま 父びこれ 要) 二項 「対域と 認 規 \mathcal{O} 定 法第 定による)に規 号 を受け を添 Ê 定 による に関 四 お 1条第七 付申計い 付しなければならない。甲請をする場合にあっては計画に係る事業が記載され 流定する 京 第七項 て準 て認実定 連 定 する事 認 す 施の 用 定 る する 意見 同 し 申 \mathcal{O} ようと 申 請 事業が記載さ の法 に 請 が 概 第 当 を す 要 六 L 下 た を含む。 この ようれ る 0 地て の項域は はれ

十等四に 第十 い他に再 7 のお 対すると 支援 規 確 兀 11 がする当該にない! 定 認 を求 する 措 いて 置地 めることが 法の域め臣体 再には、 支援 て同 律 内 「支援措 · 容 並 生行事 及 じ。 措 び 置 法 業 び <u></u>の 不等」と できる。 律 に 置 及 $\overline{\mathcal{O}}$ Ţ に 当 5当該規定の解釈が規定の解釈が 内 該 容等」 地 11 、 う。) 域 再 と総 生 に 並び 適 事 (告 称 用 業 係 る補 すのに示 等に る。 当 を含 有 無該 関 助業 む。 する 金(の以 地 次 に 域 0 項 再次規 交 及び 付 生項制 って、 事 及に そ び 第業 0

13

該 求

当の < 大 以行め 14 該長命下政に 確認対に 同機係第 じ関が る支 + 関 を求 答す Ļ が合 する 援 項 ナるこ 0) めそ 議 措 0 らの ŧ b 所 制 置 0 れ 確 \mathcal{O} 掌 0 \mathcal{O} 定 とす た関 であ する 機 内 に 認 容等 を 関 ょ 求めるものとする。 係 事 で る あの 求 行 務 の確認が他に 並 8 政 びに所管 を 機 受け 関 0 長 あっ た内 \mathcal{O} 関 は、 する なく、 て 係閣 この 法は行政 遅 総 滞 当 律 政 理 場 該 な 及 当 機 大 合に び該関臣 関 係 法行のは お行 律 政 長 内 い政 に 機 当 当 て、 機 基 該 づ 理 関 該 求 Ś 大当の 以行め

- 19 -

12

13

機係第

る

を求 す 合 援 項 めそ る \mathcal{O} 議 措 \mathcal{O} 5 Ł \mathcal{O} 所 制 置 が掌する れ 確 0) \mathcal{O} \mathcal{O} であ た関係 認 機 内 する事務並びに所符機関である場合にな内容等の確認が他のによる求めを受けた を求 るとき 8 行 *w*るもの 政 機 のとする。 関 \mathcal{O} 長 管 あの た は、 なく、 内関内 す る は行総、政理 遅 法 の当律 滞 政 理 場 な 該 及当機 大 一合に 関 び 該関臣 係 法行のは お行 律政長 に機 当 閣 い政 (当 て、機関 基関 該 総

関

づ

玾

臣該長命下政に

令

関

対に

L

同

じ関が

が 支

確

口 認

|答す

る

 \mathcal{O}

す

提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施によ2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の	第六条の二(略)(都市再生整備計画等の提出)	ればならない。 、同条第十七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなけ第十五項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条2	関する処分を行わなければならない。理した日から三月以内において速やかに、同条第十五項の認定に第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受(認定に関する処理期間)	の旨を公示しなければならない。 18 内閣総理大臣は、第十五項の認定をしたときは、遅滞なく、そ	い。 単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならなは、当該事項に係る関係行政機関の長(第三十五条を除き、以下載されている場合において、第十五項の認定をしようとするとき17 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記	15 • 16 (略)	地方公共団体に通知するものとする。の回答の内容を当該回答に係る第十一項の規定による求めをした14 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、そ
提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施によって、内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の	第六条の二(略)(都市再生整備計画等の提出)	ればならない。 、同条第十八項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなけ、同条第十八項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなけ第十六項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条	関する処分を行わなければならない。理した日から三月以内において速やかに、同条第十六項の認定に第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受(認定に関する処理期間)	の旨を公示しなければならない。	い。	16 • 17 (略)	地方公共団体に通知するものとする。 の回答の内容を当該回答に係る第十二項の規定による求めをした15 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、そ

る当該 五. 条第十五 地 域 項に のお いける地 認定を行うもの 域 再 生の とする。 実現 に 与 える影 響 を 考 慮 L て、 第

3 4

定 域 再 生 画 0

変

更

第 定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内計画(以下「認定地域再生計画」という。)の変更(内は七条 地方公共団体は、第五条第十五項の認定を受けた の認定を受け 条認 なけ ればならない。 内閣総理大に地域再生

2 定 地 域 五. 条第 再 生 計 五. 項 画 カュ \mathcal{O} 変更に 5 第十八項まで及び . つ 1 て準 用 する。 前二条 0) 規 定 は、 前 項 \mathcal{O} 認

告 \mathcal{O}

第 定地方 更の認 八 生計 実施 公共団: 定を含む。 内 閣 画 総理 の状 \mathcal{O} 変更があったときは、 体」という。)に対 沢沢に 大臣 以下同 ついて報告を求めることが は、 : (以下 第一 (認定地 以下「認 地変変 以下同じ

2

定 0) 取 消 し

ば大同 消の + 条第四 臣は、あら すことが ずれ内 らない。 項 か 閣 各号に掲げる事項が記載されているときは、できる。この場合において、当該認定地域再 できる。この場合において、当該に適合しなくなったと認めるとき 総理大臣 カコ "じめ、 関係行政機関 認 定 地 域 再 生 の長にその 計 画 が 認は、五 旨 Ŧi. その を 条第十 通 知 再 認 和しなけれ 内閣総理 内閣総理 の関終

> る当該は 五条第十六項 地 域に の認定を行うものとする。おける地域再生の実現にな 実現に与える影響 を考 慮 L

> > 第

3 4

第七 臣の認定を受けなければならない。定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、計画(以下「認定地域再生計画」という。)の変更、計画(以下「認定地域再生計画」という。)の変更、 定地 域 再 生計 画 0 (再生計画」という。) の変更(内)、第五条第十六項の認定を受けた 内た閣地 内 閣 総府域 理令再 大で生

定 地域 第五条第 再生計 Ŧī. 項 画 \mathcal{O} から第十九項まで及び前二 変更に 0 1 て 準 甪 ずる。 条 \mathcal{O} 規 定 は、 前 項 0 認

2

告 \mathcal{O} 徴

第 。)の実施は東生計画は 定地方公共団は更の認定を含む 八 条 内閣 |画の変更があったときは、||共団体」という。) に対し||を含む。以下同じ。) を受 の状況につい 総 理大臣 は、 第 五 て報告を求めることができる。)に対し、認定地域再生。)を受けた地方公共団五条第十六項の認定(前 その 変更後 の も 生団作条 四体 (以下明条第一項) 0, 画 (認 下 - 同定 のの 同

2

(認定の取 消

大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその同条第四項各号に掲げる事項が記載されている消すことができる。この場合において、当該別のいずれかに適合しなくなったと認めるときいれる。 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が ならない。 ·項が記載されているときは、 合において、当該認定地域再 関の長にその 当該認定 旨 Ŧi. その 条第 を 通 再 認 + 知 L 内 生 定 六 計を な 閣 項 画取 け 総 れ理に ŋ

第十七条の七 (略) (地域再生土地利用計画の作成) 第七節 地域再生土地利用計画の作成等	2~6 (略)	、「認定都道府県知の認定地方公共団	。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画の条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該	地域特定業務施設整備事業であって次に掲げるものを実施五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五七条の二、者道所県が代成した地域再召言画(地力活力市	1、13年の二、昭宣守県が年戈ノこ也成事と十面(也方ちり司に(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成第六節(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成	第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置	ついて準用する。 4 第五条第十八項の規定は、第一項の規定による認定の取消しに	2 · 3 (略)
第十七条の七 (略) (地域再生土地利用計画の作成) 第七節 地域再生土地利用計画の作成等	2~6 (略)	、「認定都道府県知事」という。)の認定を申請すの認定地方公共団体である都道府県の知事(以下	。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計の条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当	地域特定業務施設整備事業であって次に掲げるものを実施す六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条七条の二、者道所県が代成した地域再召言画(地力活力に1	- 1740-17 - 1865年以入に也成事と十回(也方氏力句に(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成	第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置	ついて準用する。 4 第五条第十九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しに	2 · 3 (略)

2 者項を八 , 号) 委員: に置おか 定 ** 第三条: (会 (農) 市 会の 町 村 ľ 第一 構 町村にあっては、 は、 不委員 成員として加えるものとする。)その 項 前 ただだし 会等 項 \mathcal{O} 他 に 協 他農林水産省合は、市町村長し書又は第五頃 関 議 つするこ を 行 法う 律 場 「令 長。 項 合 の昭に 国 第 規 和は 十七七 土 定 一交通 に 十都 条 ょ 六 道 省令で定め 0 り年府 り農業委員会年法律第八十 二十六 第二 る 2 者を協議会の構成りを置かない市町村にを置かない市町村にの)第三条第一環において同じ。)

定

市

町

村

は

前

項

 \mathcal{O}

協

に

関 議

関する法律の法律の

合昭に

六 道

法 県

律知

規定には、都

り年府

委第事

員 八 十農

町村にあっては、

項 員

ただし 会等

書又は第五

項の

農

業

会

成員とし

て加えるものとする。

)その

他

農

林

が水産省令・ 市町村長。

国 第

七

条 ょ

 \mathcal{O}

<u>二</u> 十

七

第二

土 十

交通

省令で定め

る

八 節 自 家用 有 償 旅 客 運 送 者 ょ る 貨 物 0 運 送 \mathcal{O} 特 例

(は十線地十そ、八▽☆ 日 地 + 八条 以域 は \mathcal{O} 旅 再 項 後再 第二 生には、計 運 お 客 \mathcal{O} 送の 貨 0 · て行 号に 文は 地 運 い自 画 区 利 て 送 家 が に 規 域 用 甪 わ 配 準 同 の 一 達が れ 付 定 甪 計 有 条 五. いるもの でする自 画に 随 す 償 第 条 9る場合を含む質旅客運送者 認定 部の区間 第 L +記載さ て、 兀 五. 家用 地 に 項 項 限 域 少 \mathcal{O} 第 する。 || 又は区域がたいれた地域再生 量 有償 再 認 七 生の動 記定を受けれての場でである。 旅客 に を運送することが 画 便 規 物運 に 定 をする道: たとき 送 記 生 規 条 す ペ定により ペの七第十三 - 拠点区 載 を行う者に 新 る さ 聞 事 れ紙 は 業 そ て いの の他の貨物 限る。 で きる。

2 略

削

る

削

る

5 11

3

第 八 節 自 家 甪 有 償 旅 客 運 送 者 よる 貨 物 0 運 送 0 特 例

は、旅客の運送には、旅客の運送に規定は運送の区域の地域再生土地利用計 (その集貨又は配は、旅客の運送に 日地 +活 一以域項後再 七 毎年生士!! 項においる では、 1 お いて行 + 地い自利て家 画 家が に規定 準用 用同 わ配 の一部に れ達 有 条 五. るも でする自 ずる が 随 第 償 条 認 L 旅 +第 て、 客運 0) 0 記 場 定 六 兀 1家用 区間又は区域が存む載された地域再生 に 地 合 項項 を含 送者 限 域 少 \mathcal{O} (再生計 る。 量 有償旅客運送を行う者に 認 七 む。 定を受け \mathcal{O} 郵便 <u></u>の を運 画 規 に 物、 七 定 送することが 生 規 たと 記 条 す 一拠点区域立然定によりなるの七第十三 する道 載さ 新 る 聞 き 事 は、 紙 てそいの 路 が 運 他の貨物 (で表された (で表された の貨物 (で表された) (で表された) (である) できる。 る集落生

2 略

+ 節 遊 休工 場 用 地 等に 導 入 ハする 産 業 0 特

、髪寸也成二巻等算人足垂長り見至り箇月こつゝこは「項第九号に規定する事業において導入される工業等以 みなす。 農村地 t 条 0 域 $\overline{+}$ 工業等導 認 入促 定 地 進 域 法 再 0 生 計 規定の 画 適用 記 載さ に 0 れ V 7 7 1 は る 外 第 0 Ŧi. 工 一業等 条第 産 業は غ 匹

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放	三(略)	的を達成することができると認められないこと。地を供することにより第五条第四項第九号に規定する事業の目のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土二 農地法第四条第六項第一号イ又は口に掲げる農地を農地以外	一 (略)	4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるの場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振工の場合において、都道府県知事の同意を得なければならない。を構計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整	二~四(略)	一第五条第四項第九号に規定する事業の実施主体	しなければならない。 3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載	2 (略)	第十七条の二十六(略)(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)	第十節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等
四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放	二(略)	的を達成することができると認められないこと。 地を供することにより第五条第四項第十号に規定する事業の目のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土二 農地法第四条第六項第一号イ又は口に掲げる農地を農地以外	一 (略)	4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整出、同意をするものとするといいるとされ、当該市工の場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振工の場合において、都道府県知事の同意を得なければならない。整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設を出る。	二~四(略)	一第五条第四項第十号に規定する事業の実施主体	しなければならない。	2 (略)	第十七条の二十七(略)(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)	第十一節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

ることに の合にあっていていて所有的では、 ることが ょ できると認められないこと。 り ては、これらの有権又は使用及以は採草放牧地 第 五 条第四 四項第九号に規定する事業らの土地に代えて周辺の仲用及び収益を目的とする権牧地以外のものにするため 業の目 他権 \otimes この土をれ 山地を供いるの土 成する地

ることにより について所た な地を農地 と

は、大権

がって有人である。

は草なた

ら用牧

の及地

項第十号に規定する事業の土地に代えて周辺の他及び収益を目的とする権地以外のものにするため

業他権

の利

地 取

成する地

土をれ

を得の

供す土

0)

目的

を

達

 \otimes

ک

5

は

又 採

5 五.

条 地

第

が地従事 る 産 事業者」という。 事業の実施主体 産業振興施設整備 十七条の二十七 って を 0 展地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可 で地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農 者」という。)が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に 業の実施主体(次項において「地域農林水産業振興施設整備 振興施設整備計画に記載された第五条第四項第九号に規定す 衆の二十七 前条第一項の規定により作成された地域農林水 第地等の転用等の許可の特例) た 地 地 ものとみなす。

2

用 更 \mathcal{O}

第

農振た 用興地七地施域条 用地区域の 農林水産 の用に 世 の用に 世 条区設農 第二 項 項の規定は、適用しない。変更については、農業振興地に供する土地を農用地区域か産業振興施設整備計画に記載の 興地域の整備に関する域から除外するために記載された地域農林が日頃の規定により作成 っる法律 が水産業 は成され

節 造 改 革 特 別 区 域 計 画 等 \mathcal{O} 認 定 等 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 特

例

造

改

革

特

別

区

域

計

画 0

認定の

手続

0

特

例

構

造改革特

別

区域

計

画

0

認

定

0

手

続

0

特

例

五

す

ることが

できると認めら

れないこと。

り

第

五

条第

兀

項

5

第十七条の二十八 前条第一項の第十七条の二十八 前条第一項の産業振興施設整備計画に記載さ事業者」という。)が、当該地事業者」という。)が、当該地地を農地以外のものにする場合があったものとみなす。 る場合には、農地法第四条第一項興施設の用に供することを目的と当該地域農林水産業振興施設整備において「地域農林水産業振興施設整備配設において「地域農林水産業振興施の特例)

2

変 更 0 特

|項の規定は、適用しない。||変更については、農業振興地域の整備に関に供する土地を農用地区域から除外するたが産業振興施設整備計画に記載された地域農が産業振興施設を開業をはまして、第十七条の二十七第一項の規定により 関た農り るに水成 法行産され

節 構 造 改 革 特 別 区 域 計 画 等 0 認 定 等 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 特 例

- 25 -

造のた + 日 地 七 S革特別区域は ロにおいて、以 地域再生計画が の規 条 0) 定による変更の認定を含 + 九 法第四条第九項の規定による認定当該事業に係る構造改革特別区域 が 該同 第 条第十五 五. 事業に係る構造改革特別区域条第十五項の認定を受けたと五条第四項第十号に規定する む。 があったも たとき 足(同法第六条第吸計画について構ときは、当該認定の事業が記載され のとみ なす。

心 の市 三街地 活 性 化 基 本 計 画 \mathcal{O} 認 定 号に見 続 \mathcal{O} 例

化 当 記 該 \mathcal{O} 基 載 七 認本認定計定れ あ 条 0 たも 画に 同 \mathcal{O} た 日 地 . 法第十一条第一項. ついて中心市街地 0) に 域 とみ 第五 お再 生 V て、 条第四 なす。 計 条第一項の規定による変更の認定を含む。と、一つ市街地の活性化に関する法律第九条第十一、当該事業及び措置に係る中心市街地活性に調が同条第十五項の認定を受けたときは、「第四項第十一号に規定する事業及び措置が「筆 画 定する事 第

産 集 積 形 成 等 基 本 計 画 \mathcal{O} 同 意 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 特 例

て企 定れ 0) た 七 日に 業立 関 地 規 条 定による変更 する法律 域 \mathcal{O} 三十 地 お再 い生て計 0) て、 促 変更の同意を含む。)があった。第五条第五項の規定による同意と進等による地域における産業集 画 当 が 第 該 五 同 第

財 産 0 処 分 0 制 限 に 係 る 承 認 \mathcal{O} 手 続 0 特 例

方 四 + 0 公 八 執行 共 承 第 十三号 認 4 配を受け の体 が 適 定 その 正 に 地 たも 規 化に関する法律第二十二条に規 方 認定を受けたことをも 定 公 とする事な共団体 0) とみ 業を なす。 が 行う場場 合 再 っに生 てお計 い画 規定する各省各庁の補助金等に係る予いては、当該認定地画に基づき第五条第

七 地 域 再 生 本

> 第 一項の規定による変更の認定を含む。造改革特別区域法第四条第九項の規の日において、当該事業に係る構造た地域再生計画が同条第十六項の認 +七 条 0 + 第 五. 第 に係る構造改革特別区: 兀 項 第 +規定による認 号に) が 規 あったも 定 たと す 定 域 る き (計画 事 は、 のとみなす。 四法第六条第四について構 が 当 記 該 載 認 さ 定れ

心 活 性 化 基 本 計 画 \mathcal{O} 認 定 0 手 続 \mathcal{O}

+七 条 市街地 について中心にはいて、は城再生計画が とみなす。 第十一条第 第 五 条第 市 当 匹 が 街該 同項 街地の活性化に関する法律第該事業及び措置に係る中心市同条第十六項の認定を受けた 項 第十二号に規定する 0 規 十六項の認定 定 に ょ る 変 更 0) 事 認 業 たとき 第 市 定 及 九街 を び 条地き措第活は置 含

産 業 集 積 形 成 等 基 本 計 画 \mathcal{O} 同 意 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 特

項の規定による変更の同意を含む。化に関する法律第五条第五項の規定て企業立地の促進等による地域にお定の日において、当該事業に係る産 七 条の三 一 十 二 第 五 条第 意を含む。) 十六項の 四 項 る産 規定による同 第 おける産業集積 十三号に規 業集積形成等基 認定を受け が "あっ たも 意 定 たとき)(同) する のとみ 0 法第 形 本 事 こ は、 成及び 計 六条第 なす。 画 が に 当 記 活でいる。活性に 載

財 産 0) 処 分 0 制 限 に 係る 承 認 0 手 続 \mathcal{O} 特 例

算の執行の対行の対方公共団体 十 八 承認を受け 一四号に の 体 道 が が 定 その 正 地 たものたれに関 規 方 認 定 公 はする事がは、 定を受け とみ する法律第二十二条に規定 業 な が たことをも を 認 行う場 定 地 域 合 再 において、 11 画 補 7 に 助会は、 する各省各 金 づ 等に 当 き 該 第 係 認 五. る予地 庁 条 0)

七 地 域 再 生 本

三〜五(略))に関すること。 第十六項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見(第五条	一 (略)	第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。(所掌事務)
三〜五(略))に関すること。 第十七項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見(第五条二	一 (略)	第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。(所掌事務)